

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

大阪府立柴島高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

以下のすべてに該当すること。

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ② 校則を遵守し、高校生としてふさわしい学校生活を送っている。

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること。

- ① 定期健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障がいや疾病がある場合でも、修学に耐えられると見込まれる。

（３）学力および資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること。ただし、社会的養護を必要とする生徒等（注 1）は③に該当すること。

① 以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値が 4.3 以上に該当する（文章表記の科目は含まない）。

イ：コアカリキュラム科目（注 2）の評定平均値が 4.3 以上に該当する（文章表記は評定に換算）。

ウ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる。

② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)～(iii)のいずれかに該当する。

ア：学校行事や課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

(i)：評定平均値が概ね 3.5 以上に該当する（文章表記の科目は含まない）。

(ii)：コアカリキュラム科目の評定平均値が概ね 3.5 以上に該当する（文章表記は評定に換算）。

(iii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる。

③ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）。
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注 1）の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）。

（注 1）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

なお、当該生徒については、本校推薦枠の範囲外で推薦する。

- 1：児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- 2：児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- 3：児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- 4：児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- 5：小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- 6：里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

（注 2）機構ガイドラインの「選考に関する留意点」に、学力及び資質については「知識量しか問わないテストの結果や特定の活動などのみに偏重せず、観点別学習状況の評価などの学力の三要素の趣旨を踏まえた選考となっていること」とされている。コアカリキュラムとは、その「学力の三要素」（内容は下記を参照）を育成することを目標に本校が設定している以下の科目群のことである（卒業生については内容が若干異なります）。

1 年次：ライフプランニング、視点・論点、論理演習

2 年次：協働、小論文、論理演習

3 年次：卒業研究、論理演習

※：平成 26 年 12 月 22 日の中央教育審議会の答申では、(i)社会で生きていくために必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」、(ii)その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」、(iii)さらにその基礎となる「知識・技能」とある（機構による「ガイドラインに関する Q&A」より）。